

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 みやま市
住 所 福岡県みやま市瀬高町小川 5 番地
代表者氏名 みやま市長職務代理者
みやま市副市長 高野 道生

地域内フィーダー系統確保維持計画変更届出書

平成 29 年 9 月 29 日付け国総支第 44 号で国土交通大臣より認定された地域内フィーダー系統確保維持計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

- 変更日
平成 30 年 5 月 11 日
- 変更箇所
生活交通確保維持改善計画 (地域内フィーダー系統確保維持計画を含む)
表 5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
- 変更理由
みやま市地域公共交通網形成計画策定による

※本届出書に、変更する事項を全て記した生活交通確保維持改善計画を添付すること。
※「変更理由」は、具体的に記述すること。

生活交通確保維持改善計画の名称	
みやま市地域内フィーダー系統確保維持計画	
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性	
<p>本市の交通状況は、市中央部に3つの駅を有するJR鹿児島本線が南北に横断し、その西側を2つの駅を有する西鉄天神大牟田線が併走している。また、市東部には九州新幹線が走り、筑後船小屋駅が隣接している。バス路線としては、堀川バスが1路線（瀬高・柳川線）のみ、JR瀬高駅から隣接する柳川市まで運行している。市では、平成20年4月より高齢者や障害がある方等を対象に、生活交通手段の確保を目的に、福祉バスを市内全域で運行している。しかし、利用者が限られているため、交通利便性の向上を求める意見が市民より多く寄せられており、平成30年3月より定時定路線型バス（市町村有償運送）を市内全域で運行開始予定である。本運行により、誰もが利用可能な定時定路線型バスが市内全域を運行することとなり、生活交通手段が確保される。</p> <p>運行にあたっては、路線バスや鉄道など既存の公共交通機関とも連携を図りながら、各地区と医療機関、商店などの生活目的施設、市役所などの公的機関を結ぶ、利用しやすい公共交通ネットワークの形成を目指す。</p> <p>また、平成30年3月、人口減少等が予測される将来においても持続可能な公共交通網を形成するため、「みやま市地域公共交通網形成計画」の策定を行った。</p>	
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果	
(1) 事業の目標	
<p>市民（主に高齢者等）の日常生活における移動手段の確保を目的とした、利用しやすい公共交通ネットワークの形成を目指すため、利用者数を指標として設定し、各路線の利用者数目標を設定する。</p>	
平成30年度	
水上・本郷線	1便あたり3人以上
清水・上庄線	1便あたり3人以上
瀬高・高田線（太神・岩田経由）	1便あたり4人以上
高田・瀬高線（江浦・浜田・大江経由）	1便あたり5人以上
高田・瀬高線（国道209号経由）	1便あたり8人以上
山川・瀬高線	1便あたり7人以上
高田南部・西部線	1便あたり3人以上
山川・高田線（亀谷・竹飯経由）	1便あたり3人以上
山川・高田線（田浦・田尻経由）	1便あたり3人以上
平成31年度	
水上・本郷線	1便あたり3人以上
清水・上庄線	1便あたり3人以上
瀬高・高田線（太神・岩田経由）	1便あたり4人以上
高田・瀬高線（江浦・浜田・大江経由）	1便あたり5人以上
高田・瀬高線（国道209号経由）	1便あたり8人以上
山川・瀬高線	1便あたり7人以上
高田南部・西部線	1便あたり3人以上

山川・高田線（亀谷・竹飯経由）	1 便あたり 3 人以上
山川・高田線（田浦・田尻経由）	1 便あたり 3 人以上

平成 32 年度

水上・本郷線	1 便あたり 3 人以上
清水・上庄線	1 便あたり 3 人以上
瀬高・高田線（太神・岩田経由）	1 便あたり 4 人以上
高田・瀬高線（江浦・浜田・大江経由）	1 便あたり 5 人以上
高田・瀬高線（国道 209 号経由）	1 便あたり 8 人以上
山川・瀬高線	1 便あたり 7 人以上
高田南部・西部線	1 便あたり 3 人以上
山川・高田線（亀谷・竹飯経由）	1 便あたり 3 人以上
山川・高田線（田浦・田尻経由）	1 便あたり 3 人以上

（2）事業の効果

本運行により、市民（主に高齢者等）の通院、買い物等の日常生活に必要な移動手段が確保される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・コミュニティバスの利用状況や市民の意見を基にした運行サービスの定期的な評価を実施し、市民の移動ニーズに応じたコミュニティバスのルート・ダイヤの継続的な見直しを行う。（みやま市、交通事業者、住民）
- ・市広報誌や市ホームページに運行内容、乗り方などの利用方法の情報を掲載することで利用促進を図る（みやま市）
- ・利用の多いバス停の待合環境の改善を図るため、上屋・ベンチを設置するための整備箇所の抽出、優先順位の検討を行う。（みやま市）
- ・視認性の向上、コミュニティバスのPRと愛着の醸成を図り、利用促進につなげるため、コミュニティバス車両のラッピングとバス停表示板のデザイン化を引き続き実施する。（みやま市）
- ・各種市民団体などに対してコミュニティバスのPRを行い利用促進を図る。（みやま市）
- ・コミュニティバス沿線で開催される各種イベント時の運送方法の検討を行う（みやま市）
- ・各種イベントと連携した企画券の発行について各関係機関との協議を行う（みやま市）
- ・コミュニティバスの利用状況の集計、広報資料の作成を行い、市報などで公開する（みやま市）
- ・高齢者等へのモビリティ・マネジメントを行う（みやま市）

（みやま市地域公共交通網形成計画 P76、P77、P82、P84、P85、P88、P89、P90、P92、P93 参照）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
みやま市においては、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
みやま市
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法【 <u>活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ</u> 】
該当なし
8. 別表1の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【 <u>地域間幹線系統のみ</u> 】
該当なし
9. 別表1の補助事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【 <u>地域間幹線系統のみ</u> 】
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【 <u>地域内フィーダー系統のみ</u> 】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）【 <u>公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】

該当なし

15. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成29年1月31日(第1回) 協議会設立
- ・平成29年3月28日(第2回) 運行内容の協議
- ・平成29年6月26日(第3回) 運行内容の協議
- ・平成29年8月17日(第4回) 平成30年度計画の協議・承認
- ・平成29年10月24日(第5回) 運行内容の協議
- ・平成29年12月25日(第6回) 運行内容の協議、平成30年度計画変更の協議・承認
- ・平成30年1月31日 運行内容についての書面協議、承認
- ・平成30年2月22日(第7回) 運行内容の協議
- ・平成30年3月26日(第8回) 平成30年度計画変更の協議・承認

16. 利用者等の意見の反映状況

みやま市地域公共交通活性化協議会の委員として市民代表7名に参加いただき、市民意見を計画に反映させた。

16. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	福岡県企画・地域振興部交通政策課
関係市区町村	みやま市総務部企画振興課
交通事業者・交通施設管理者等	九州旅客鉄道(株)、堀川バス(株)、瀬高交通自動車(有)、ニコニコ光タクシー(株)、福岡県南筑後県土整備事務所、柳川警察署
地方運輸局	福岡運輸支局
その他協議会が必要と認める者	NPO法人タウン・コンパス(学識経験者)、みやま市議会、行政区長会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会、堀川バス労働組合

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 福岡県みやま市瀬高町小川5番地

(所属) みやま市総務部企画振興課

(氏名) 宮川 浩則・堤 哲志

(電話) 0944-64-1504

(e-mail) kikaku@city.miyama.lg.jp

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	みやま市
-------	------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	38,139
交通不便地域	38,139

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
38,139	市内全域	過疎地域

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
38,139	対象人口 × 150円 + 240万円	8,120,000

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域（過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。）、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2. (1)⑭)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)